

名古屋市中村区選挙管理委員会

名古屋市中村区選挙管理委員会告示第4号

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について

公職選挙法第49条の2第2項により読み替えて適用される第48条の2第1項の規定に基づき、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を次とおり指定する。

令和8年1月27日

名古屋市中村区選挙管理委員会
委員長 高村八郎

1 場所

名古屋市中村区期日前投票所（名古屋市中村区役所 2階集合会議室）